

安八町スポーツ・文化活動激励金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、アマチュア体育・文化活動（学校体育を含む）として実施される国際大会、全国的な大会等（以下「大会等」という。）に出場する個人及び団体に対し、激励金を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 激励金の支給対象となる者は、出場する大会等の開催要項等の規定による出場登録をした者で安八町に住民登録をしている者に限る。ただし、次の各号に該当する者はこの限りではない。

- (1) 町内に在勤する者で国際大会に出場する者
- (2) 東安中学校のうち、大垣市墨俣町に住民登録をしている者が混在する団体
- (3) 町長が特に認める者

(支給対象となる大会等)

第3条 激励金の支給対象となる大会等は、国際大会又は国、都道府県、その他これらに準ずる公益を目的とする事業を行う法人又は団体が主催する岐阜県大会以上の大会若しくはこれに準ずる大会とする。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、激励金を支給しない。

- (1) 予選又は選考を経ずに出場する県大会及びこれに準ずる大会
- (2) 予選又は選考において、不戦勝等で1試合もすることなく出場する県大会及びこれに準ずる大会
- (3) 親善又は交歓のために出場する大会等
- (4) 招待により出場する大会等
- (5) 作品展等への出展、文芸作品等の応募その他これらに類する行為で、作品の選考を行わない大会等
- (6) 応募者全員が出場できる大会等
- (7) 実業団を対象とした大会等
- (8) 全国スポレク祭、福祉系大会における種目（ただし、予選会が行われるものはこの限りではない。）
- (9) 営利を目的として活動する個人または団体
- (10) 政治団体、宗教団体、流儀・流派団体又はこれらに準ずる団体等が主催する大会等で、参加資格が限定される大会等
- (11) その他町長が激励金の支給にふさわしくないと判断した大会等

3 前項に掲げる大会であっても、町長が特別に認める大会にあつては、支給対象とする。

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、次の表のとおりとする。

	県大会	東海大会	全国大会	国民体育大会	アジア大会	オリンピック 世界大会
個人	3,000 円	5,000 円	10,000 円	10,000 円	30,000 円	50,000 円
団体	1 人当り 3,000 円 (上限 30,000 円)	1 人当り 5,000 円 (上限 50,000 円)	1 人当り 10,000 円 (上限 100,000 円)	1 人当り 10,000 円 (上限 100,000 円)	1 人当り 30,000 円 (上限 100,000 円)	1 人当り 50,000 円 (上限 100,000 円)

- 2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めた場合は、激励金の額を増額又は減額することができる。
- 3 大会出場にあたり行政機関又は競技団体等から交通費、宿泊費等の費用が支出されている場合は、前項の表に定めた額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 4 同一大会において、個人競技に出場する選手が団体競技にも出場する場合は、個人競技分のみを激励金の支給対象とする。

(支給の申請)

第5条 激励金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、安八町スポーツ活動及び文化活動激励金申請書（様式1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 予選及び出場大会等の開催要項またはそれに準ずるものの写し
- (2) 大会等への出場を証明する書類
- (3) 予選又は選考の結果が分かる書類の写し
- (4) 団体として出場する場合は、大会等の出場者名簿（様式第2号）
- (5) その他町長が必要と認める書類

(支給の決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、激励金の支給を決定したときは、速やかに激励金を申請者に支給するものとする。

(結果の報告)

第7条 激励金の支給を受けた者は、出場する大会等の終了後、速やかに大会等出場結果報告書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(激励金の返還)

第8条 町長は、激励金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、激励金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 自己の責に帰する事由により大会等への出場を中止したとき。
- (2) 不正な方法により激励金の支給を受けたとき。
- (3) その他激励金の目的に反すると認められたとき。

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

安八町スポーツ活動及び文化活動激励金申請書

申 請 日 : 年 月 日

☆下記、太枠内を記入してください。

「通過した大会(予選)要項」及び「出場する大会要項」を添え、提出すること。

出 場 大 会 名		該当するものに○ (県大会・東海大会・全国大会)
主 催		
期 日 (実 施 日)		
会 場		

選 手 (団 体 の 場 合 別 紙 名 簿 で 可)	氏 名 (団 体 の 場 合 、 団 体 名)		学 校 名 及 び 学 年	
	住 所			
	世 帯 主 氏 名			
	所 属 団 体 名			
	代 表 者 氏 名 (団 体 の 場 合)			
予 選 等 の 成 績	成 績			
	大 会 名		該当するものに○ (地区大会・県大会・東海大会・全国大会)	
	主 催			
	実 施 日			
	会 場			
備 考				
記 載 者			連絡先	自宅: 携帯:

大会等の出場者名簿

☆下記、太枠内を記入してください。
この様式は、団体として出場する場合に提出すること。

団体名	(ふりがな)	
	名 称	
	代 表 者 氏 名	

出 場 選 手				
	(ふりがな) 氏 名	住 所	学 校 名	学 年
記載例	〇〇〇 〇〇〇	安八町〇〇〇* * * 番地	〇〇〇学校	* 年
	〇〇 〇〇			
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
備 考				
記 載 者		連絡先	自宅:	
			携帯:	

※ 選手数が不足する場合は、複写して提出すること。

大会等出場結果報告書

*大会終了後、スポーツ関係は総合体育館、文化関係は教育課生涯学習係までご報告ください。

提出日： 年 月 日

☆下記、太枠内を記入してください。

選 手 名 (団体の場合、団体名記入、 選手名は、別紙で可)	
大 会 名	
結 果	

備 考			
記 載 者		連絡先	自宅：
			携帯：